（学校教育法施行令の一部改正）

第三条　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）」を加える。

第二十五条中「は、当該市町村」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人」に改める。

第二十六条第一項中「は、当該市町村の」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の」に、「市町村及び」を「市町村又は」に、「市町村長及び」を「市町村長又は」に改め、「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「は、当該市町村」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人」に改め、同条第三項中「市町村」の下に「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人」を加え、「が当該都道府県」を「又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人」に改める。

第二十七条中「の設置する特別支援学校の高等部又は」を「若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は」に、「は、当該市町村の」を「又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の」に改める。

第二十九条中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「高等専門学校」を「学校」に改める。

第三十一条中「大学又は高等専門学校」を「学校」に改める。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正）

第四条　公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「それぞれ、都道府県」の下に「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を、「八十万円、市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（学校給食法施行令の一部改正）

第五条　学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び都道府県」を「並びに都道府県及び都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「の学校」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する学校を含む。）」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「公立学校施設に」を「公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。）の施設に」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第七条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学長」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該公立大学法人の理事長」を加える。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「同じ。）」の下に「並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。）が設置する学校」を加える。

第十九条の見出し中「地方公共団体又は国」を「地方公共団体等」に改め、同条第二項中「又は独立行政法人国立高等専門学校機構」を「、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「学長」の下に「、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該公立大学法人の理事長」を加える。

（統計法施行令の一部改正）

第十条　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項第三欄第一号中「及び」を「の学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。）又は」に改める。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。）」を加える。

第四条第一項第一号中「（平成十五年法律第百十八号）」を削る。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「地方公共団体以外」を「公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた公立大学法人の設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、地方公共団体及び公立大学法人以外」に改める。